

中世の風流をめぐる一考察

——異形を中心として——

わが国の文化の中で、平安時代は一応、時代区分としては古代の領域に入れられているが、その文化の性格上独自の位置を占めるものとして扱われるべきであろう。言うまでもなく、平安時代とりわけ藤原期はわが国ではじめて文化の上で和様の成立をみた時代であり、唯一の宮廷公家文化の栄華を極めた時代である。

既に拙稿⁽¹⁾で述べてきたように、平安朝の風流文化は宮廷公家文化を凝縮させたような精緻な技巧と華麗で典雅な装いに贅を尽くしたものであった。平安朝風流文化はたぶん六朝の遺風を承けており飛鳥末期頃百濟經由わが国に導入されたものと考えられる。そこには軍事(戦争)や政治を卑しむ文を尊ぶという漢・六朝の思想が反映されており、平安朝の風流もまた『古今集』をはじめ他の和歌文学との結びつきが大であった。幾多の歌合の遊宴がその例である。

本稿では、この平安朝風流文化が院政期を経て次の鎌倉中期以降の中世武家社会への推移の中でどのようなかたちで受け継がれまた変貌

を遂げていったかを、公家文化と武家文化の氣質かたぎの対立と融合という観点から主としてここでは「ばさら」など異装を中心述べるものである。

二

前稿及び前々稿に亘って述べてきたように、平安朝の風流は歌合等の遊宴、宮廷での慶賀や宮殿造営にかゝる催事や造寺造物供養の為の行幸啓、遊山などがその内容とされるもので、ここでは、和歌を詠じ装束の絢爛たる意匠を競い造物のしつらいや技巧に奢侈の極を尽くすことに全力を注がれた。そしてこれらは、院政期を経て中世の武家社会に入っても、公家の伝統文化としてかつての全盛期には及ばないまでもその残照の中で受け継がれていった様子が、この頃記された宮廷女流日記文学等の中にかゝられる。

『弁内侍日記』は寛元四年(一二四六)〜建長四年(一二五二)の記述で御深草院に仕えた女性による宮廷風俗資料として貴重である。

建長二年(一二五〇)四月八日の灌仏会の条に、

卯月の八日は灌仏なりしに、室町の大納言さねふぢたまはせたる布施に、くれなゐうちの色ことに花やかなるに、蔦かへで青葉なるをおきて宇津の山の心しぎまことにうつくしうて、かねのうちえだにつけたり。……

仏事に出席できなかった大納言実藤が托して供された布施には、くれないの殊に美しい打絹に蔦、楓の青葉をあしらい『伊勢物語』の「宇津の山」のころを表現したのを、金属を打って作った造花の枝につけてあった。

また翌年の建長三年（一二五二）六月二十八日、新築の閑院内裏に遷幸の記述に、

閑院殿へわたましなり。女房二十四人こき物の具、わらは、しもものもの、みな白き袖どもなり。髪上の内侍、勾当内侍、少將内侍。摂政殿を始め奉りて参らぬ上達部殿上人なし。

物ノ具は平安朝より着用されている宮廷公家女性の正装唐衣裳のことである。鎌倉時代半ばよりそれまで內衣として着用されていた小袖が次第に表着や桂などと同様表着としての役割りをになうようになり、色彩の調和や豪華な意匠が施されるようになったことは、『弁内侍日記』の他の箇所の記事や『とはすがたり』にも見うけられる。

時代が下って、『竹向が記』正慶元年（一三三三）、加茂の祭の折、参内する作者（名子・西園寺公宗の室）の装いの記述に、

祭りの頃内裏へ参る。雑色、侍など異にひきつくろふ。菖蒲の匂ひの袷の衣、生絹の単、朽葉の唐衣、紅梅の二小袖……（傍点筆者）

とあり、同年九月六条殿長講堂供花の折の装いに、

萩の経青に黄素地、白素地の単襲、朽葉の唐衣……。

垣ほに這へる蔦の僅かに色づきたる岩間をくぐる水の心ばへも由ありてと心をやりて縫ひたる小袖に女郎花のうすものの単衣、ぬきすべして候。

貞和四年（一二三四）四月六日、後伏見院十三年御忌の折の記述、大きな金の山齋に水を掘りて舟二艘を浮ぶ。結びたる金どもあり、裾濃六、匂衣八、源氏の衣配りの色ども、女楽の装束などなり。山齋に金の蓮結びたる花を植ゑさすべし。御心ざしの為に寿量品をし奉る。料紙赤き色紙裏表を彩む。赤地の金欄の表紙、蓮唐草を繡物にす。白銀の覆輪、蓮唐草を透かす。水晶の軸に金を透かす。外題同じく白銀、玉の紐なり。縹の薄様に包む、御供養のついでに、御回向の数ばかりにも殊更御心ざし侍る由女院の御方へ聞ゆ。御布施には金十包み、紫染め分けたる薄様に包む。金の柳筥据う。殊更とり添へて奉る。

長い引用になったが、この供養のために既に財政の逼迫した宮廷へ西園寺家から献上奉った様子が述べられている。名子の実家である日野家や他の武家などからも献上されることにより盛大な供養がとり行われた。西園寺家は後伏見院の妃広義門院の実家であり、いわば外戚にあたる。名子にとっては広義門院は義理の叔母である。当時の西園寺家は公家であるにもか、わらず、南宋との貿易によって蓄積された豊かな財力と鎌倉初期よりの親幕派として摂関家を凌ぐ権勢と発言力を持ち、持明院統の擁立者足利尊氏とも緊密な交渉を持っていた。しかし名子は公家西園寺公宗の妻として、また後伏見院や光厳天皇の典侍としての経歴によって身につけた宮廷人としての高い教養と典雅で情

趣豊かな創作力がこの風流に尽くされている。

室町幕府の將軍家では、その後代々日野家より正室を迎えることが慣例となるが、それはともかくとして、名子自身公家人として武士に對する優位の感に覆うべくもなく、

東國の夷どもちかづくときこゆれば皆人色をなほすほどに、梓弓のよそに引違へぬるあやなさはあさましともいみじとも言わん方なし。〔竹向が記〕（傍点筆者）

など武士に對する蔑視の状、露である。また

香の直垂の殊さらに色合いはなやかなるに、籠手とかや言ふなる物を刺したる白銀の金物、袖のはづれに透きたるはうとましかるべきを、さしもあらぬもてなしなど、身の程にはあらず由ありてぞ見え侍し。（△△）（傍点筆者）

と、夫・公宗の手紙をはるばる遠方より持參した使者の武士の様子を、こゝではその勞に報いて控えめに描写している。

この場面には、すでに、後章で述べる「ばさら」の風体がうかがわれる。

三

中世の風流といえば人は即座に「ばさら」を想起するであろう。

「ばさら」は婆佐羅、波沙羅、拔折羅などの文字を持ってあてられる。語源は「金剛・金剛石」を意味する仏教用語のサンスクリットの

Vajra の音訳バサラにあるとされる。（『日本史大事典』平凡社）

平安時代の『仁和寺御室御物実録』に「跋沙羅錫杖」の仏教用語

として登場する。

永観文庫所蔵の『東寺御修法記』保延七年（一一四一）真言院後七日御修法請僧事の裏書に、

十三日、白昼、講房より、田楽妙舞の者数十輩ら入り来り狂乱婆佐し、見る者、頤を解く（傍点筆者）

と、「田楽妙舞の者数十輩」そして「狂乱婆佐」とある。田楽は神事祭礼と一体のものであり、他の舞楽・猿楽などの歌舞芸能も同様で、民間芸能ながら宮廷行事を中心に公家文化に溶け込み畏敬の念さえもたれていた。神事祭礼に伴う田楽と風流についてさらに『中右記』大治二年（一一二七）六月十四日田植田楽の種女装束について、

……金銀の錦繡、皆風流あり、天下の過差しるし盡くすべからず。（傍点筆者）

同じく『中右記』嘉保三年（一〇九六）六月十二日の条、

此十余日の間、京都の雑人、田楽を作し、互ひに以って遊興す。

（傍点筆者）

同七月十三日の条

去五月より近日に及び、天下貴賤、毎日田楽を作す。（傍点筆者）

また同じ頃、大江匡房『洛陽田楽記』に、

一城の人、みな狂へるが如し。けだし靈狐の所為なり。

錦繡を以って衣となし、金銀を以って飾となす。富者産業を傾け、貧者跂してこれに及ぶ。（傍点筆者）

また同じく加茂祭の記述、

そもそも簀車かまの風流、童僕の衣裳、空しく十家の産を費す。（傍点筆者）

以上、祭礼と田楽に関する記述を挙げたが、ここでは「京都の雑人」「天下貴賤」「童僕」と、富者も貧者も狂えるが如く田楽を作す。ここには民衆の生命力あふれる躍動感が漲っている。そしてそこに公家人も加わるのである。

関白藤原頼通が万寿四年（一〇二七）の加茂祭で、過差禁制の宣旨が下されたことに關して、驗非違使に違反者を処罰しないように命じ、また長元五年（一〇三二）の同じく加茂祭ではみずから小舎童に命じて綾羅の衣服を与え、金銀で飾りたてた。あまりの「異例」に、『小右記』では「今日のこと、関白深く傾奇の氣あり」と記した。（守屋毅『日本中世への視座』（傍点筆者）

「狂えるが如し」「傾奇」は後述する「物狂」と同次元のものであろう。

田楽と並んで今様も中世風流文化の担い手である。

御白河院は公家文化の伝統や様式、規範に則った雅楽のような定型にとらわれることなく、むしろ俗曲である今様という異質な世界に傾倒していった。それは同時代の俊成や定家らの『新古今和歌集』や『千載集』という公家の伝統文化に対して、『梁塵秘抄』の世界である。

そこには、宮廷文化の権威や制度から逸脱した異質の風流文化がある。先に引いた「大田楽」のような民間芸能の世界である。

仁安三年（一一六八）～建暦元年（一一二一）に亘って記された『建春門院中納言日記』は、後白河院の妃・平滋子（建春門院）に仕えた健御前によるものである。彼女は藤原俊成の娘であると同時に定家の姉でもあるが、そのすぐれた文才によって記された宮廷風俗描写は、折ふしの移り変わりや宮廷行事、神事など当時の宮廷生活を識る上での貴重な資料である。その日記の「今様合」の条に、

承安四年今様とかや、歌の合せられし夜な夜な、例の息をだに荒らくせぬ人々の中に居て聞きしかど、何事かは思ひわかむ。事はてて、左大將朗詠などこそ、聞き知らぬ耳にも驚かれしか。「秋の夜あけなむとすながしの西に」とかや。めでたしと思へる人々のけしき見えき。別当成親の声はまことにおもしろうて、「夜も更け、さ夜もとかや、我待つ里も」、とうたわれしを、京極殿、二所の御前にて、「さちなな里や」と申されしも、人がらをかしうきこえき。

と、御白河院と建春門院の御前で夜を徹して、しかも数日間亘って狂えるが如く賑やかに催された遊宴のさまがうかがわれる。

ここでの今様は宮廷歌謡（神楽歌・催馬楽風）で、歌舞を専業とする白拍子や遊女たち、傀儡女・京童などによって行われ、中世を通じて次第に風流踊りと融合して、民衆と共に殿上人や上達部などの公家人も加わって中世の風流文化が形成されるのである。

四

さき程の「ばさら」の記述に戻ろう。

南北朝動乱期の建武三年（一一三六）に制定された「建武式目条々」に、

一、可被行儉約事

近日号婆佐羅、専好過差、綾羅錦繡・精好銀劍・風流服飾、無不驚目、頗可謂物狂歟、富者弥誇之、貧者恥不及、俗之凋弊無甚於此、尤可有嚴制乎、

ここでは「婆佐羅」の内容として、過差（身分を超えた贅沢）、綾羅・錦繡・精好・銀剣などの風流服飾を挙げ、華美、過差は目を驚かすものとして「物狂」という言葉で表現されている。

同じ頃地方での民衆の動きについて、播磨国の郷土誌で鎌倉末期の社会や世相を断片的ではあるが貴重な記述のある『峯相記』には、

正安・乾元（二二九）一三〇二ノ比ヨリ、目ニ余リ耳ニ満テ、聞へ候シ……

柿帷ニ六方笠ヲ着テ、烏帽子袴ヲ着シ、人ニ面ヲ合セズ、忍タル体ニテ、数不具ナル高シコヲ負ヒツ、柄鞘ハゲタル太刀ヲハキ、竹ナガエ、サイ棒、杖バカリニテ、鎧腹巻等ヲ着ルマデノ兵具更ニナシ、カカル類十人二十人、或ハ城ニ籠リ、寄手ニ加ハリ、或ハ引入レ、返リ忠ヲ旨トシテ、更ニ約諾ヲ本トセズ。博打博奕ヲ好テ、忍ビ小盗ヲ業トス。

という悪党の姿を述べており、一つの集団をなして行動している様子がうかがえる。彼ら悪党は「異類異形ナルアリサマ」「人倫ニ異ナリ」と、常軌を逸した独自の価値観を持ち、伝統的な公家社会の倫理にも武家社会のそれにも束縛されない異質な文化を形成した。彼らは反体制の勢力をもち、集団をなして行動しその力を拡大していった様子が次の記述からうかがえる。同じく『峯相記』から、

武士方ノ沙汰、守護ノ制禁ニモカ、ハラズ、日ヲ逐テ倍増ス……
國中ノ上下過半、彼等ニ同意スル

と益々数を増やし、勢力を拡大して南北朝動乱へ突入する勢いがある。同じく、

吉キ馬ニ乗リ列リ、五十騎百騎打ツキ。引馬。唐櫃。引箭。兵

具ノ類ヒ金銀ヲチリバメ。鎧腹巻テリカガヤク計リ也。

と「ばさら」を具現している。そしてついに

天下鬪乱出来候シ後ハ。凡ソ時ニ乗ズル道理ニテ候。（『峯相記』）

と、時の情勢に乗って勢力を拡大していく「下克上スル成出者」（二二）
条河原落書」たる故である。そして機を見るに敏な彼らは、京に上って守護大名へと権力をのばしていくのである。

南北朝動乱期を舞台にした『太平記』には「ばさら」に関する記述が数多く見うけられる。

「佐渡判官入道流刑事」では、佐渡判官佐々木道誉一族が「例ノバサラニ風流ヲ盡シテ」小鷹狩からの帰路、下部共に妙法院の庭の紅葉の枝を折らせ、門跡家司の制止を聞かず「結句御所トハ何ゾ。カタハライタイ言ヤ。」などと言つて一層大きな枝を折つた。これを契機に寺を焼討ちし、流罪になった道誉が配流地に赴く途々、

道誉近江ノ国分寺迄、若党三百餘騎、打送ノ為ニトテ前後ニ相順フ。其輩悉猿皮ヲウツポニカケ、猿皮ノ腰當ヲシテ、手毎ニ鬮籠ヲ持セ、道々ニ酒肴ヲ設テ宿々ニ傾城ヲ弄ブ。事ノ體尋常ノ流人ニハ替リ、美々敷ゾ見ヘタリケル。是モ只公家ノ成敗ヲ軽忽シ、

山門ノ鬱陶ヲ嘲弄シタル翔也。（同卷二十一）（傍線筆者）

以上の行状が、道誉とその若党たちの「ばさら」のさまをよく物語るものとして引用した。まず、妙法院は比叡山延暦寺という権威ある天台宗の寺であり、座主は「御簾ノ内ヨリモ、暮ナントスル秋ノ気色ヲ御覽ゼラレテ」閑吟している所へ、一方、紅葉の枝を折るといふ、公家対守護大名、「雅」対「ばさら」、権威対下克上という対立関係が起きているのである。つまり、伝統的権威や秩序正しい組織への反抗の精神

が「ばさら」の本質である。次に「猿皮（猿は山門の神とされている）ヲウツボニカケ、猿皮ノ腰當」という「異形」のさまがまた「ばさら」の本質でもある。しかも「美々敷ゾ見ヘタリケル」は「ばさら」の躍動感が示されている。

さらにいま一つの「ばさら」の本質について、「新將軍京落事」に、
爰ニ佐渡判官入道々譽都ヲ落ケル時、「我宿所ヘハ定テサモトアル大將ヲ入替ンズラン。」トテ、尋常ニ取シタ、メテ、六間ノ会所ニハ大文ノ畳ヲ敷双ベ、本尊・脇絵・花瓶・香炉・鐘子・盆ニ至ルマデ、一様ニ皆置調ヘテ、書院ニハ義之芳草書ノ偈・韓愈ガ文集、眠藏ニハ、沈ノ枕ニ鈍子ノ宿直物ヲ取副テ置ク、十二間ノ遠侍ニハ、鳥・兔・雉・白鳥・三竿ニ懸双ベ、三石入許ナル大筒ニ酒ヲ湛ヘ、遁世者二人留置テ、「誰ニテモ此宿所ヘ来ラン人ニ一献ヲ進メヨ。」ト、巨細ヲ申置ニケリ。（卷三十七）

の記述があり、京を落ちて行く道譽が、その後に入っている者（南朝の武士）の為にその居所を整え、超一級品揃いの唐物の掛軸や置物、美術品の類と風流を尽し、造物のしつらいから直ちに食せる酒・肴に至るまで美事に設営して去ったのである。ここに、道譽が単なる華美・過差・逸脱に留まるのではなく、また唯美主義者でもあることが理解されよう。加えて言うならば、自らの為ではなく、後の住人の為に遁世者を留め置き、献茶せよ、との心配りには、単なる手の込んだ演出に終始するものでない「心意気」「心情」が汲みとれよう。さらにそこには去る者の後を濁さぬ潔さと緊張感があり、公家文化には見られない武士の美意識がある。「ばさら風流」の所以である。

次に、この道譽の所業を受けたかたちの正儀について、

楠一番ニ打入タリケルニ、遁世者二人出向テ、「定テ此弊屋ヘ御入ゾ候ハンズラン。一献ヲ進メ申セト、道譽禪門申置レテ候。」ト、色代シテゾ出迎ケル。道譽ハ相模守ノ當敵ナレバ、此宿所ヲバ定テ毀焼ベシト憤ラレケレ共、楠此情ヲ感シテ、其儀ヲ止シカバ、泉水ノ木一本ヲモ不レ損、客殿ノ畳ノ一帖ヲモ不レ失。刺遠侍ノ酒肴以前ノヨリモ結構シ、眠藏ノ鎧ニ白太刀一振置テ、郎等二人止置テ、道譽ニ校替シテ、又都ヲゾ落タリケル。道譽ガ今度ノ振舞、ナサケ深ク風情有ト、感ゼヌ人モ無リケリ。例ノ古博奕ニ出シヌカレテ、幾程ナクテ、楠太刀ト鎧ヲ取ラレタリト、笑フ族モ多カリケリ（卷三十七）

と後にこの居所に入った正儀は「情深く風情あり」と解した人物であり、自らもまた、京を落ちていく時には道譽同様にして去っていったのである。正儀もまた「ばさら風流」のわかる南朝の武将であった。たゞこの一連の道譽の振舞に深く理解を示さず、「例の古博奕に出しぬかれた」「正儀は太刀も鎧も道譽に奪われてしまった」と解する人々もいたようである。

このように「情深く風情あり」を情情的に風流と解する一方、「畠山道誓上洛ノ事」に

……河越彈正少弼ハ余リニ風情ヲ好デ、引馬三十疋、白鞍置テ引セケルガ、濃紫・薄紅・萌黄・水色・豹文、色々ニ馬ノ毛ヲ染テ、皆舎人ハ人ニ引セタリ。（卷三十四）

も「ばさら風流」としている。

また「道譽大原野花会事」の条に、

寺門ニ當テ湾溪ノセ、ラキヲ涉レバ、路羊腸ヲ遶テ、橋雁齒ノ危

ヲナセリ。此二高欄ヲ金欄ニテ裏テ、ギボウシニ金薄ヲ押シ、橋板ニ大唐繻・呉郡の綾・蜀江ノ錦、色々ニ布展ベタレバ、落花生ニ積テ朝陽不_レ到_二溪陰_一処、留_二得横橋_一一板雪_一相似タリ。(卷三十九)

本堂ノ庭二十圍ノ花木四本アリ。此下ニ一丈余リノ鑰石ノ花瓶ヲ鑄懸テ、一双ノ華ニ作り成シ、其交ニ両圍ノ香炉ヲ両机ニ並ベテ、一斤ノ名香ヲ一度ニ炷上タレバ、香風四方ニ散ジテ、人皆浮香世界ノ中ニ在ガ如シ、其陰ニ幔ヲ引キ、曲糸ヲ立双テ、百味ノ珍膳ヲ調へ、百服ノ本非ヲ飲テ、懸物山ノ如ク積上ゲタリ(同卷三十九)

この一文は当時の宋貿易によってもたらされた唐物によって寺門の庭内を演出したのである。蜀江錦あり、綾、金欄、毛繻をあしらって花宴の舞台をみごとにしつらうのである。当時の新興武士たちの権勢と富の象徴として贅を尽くしたしつらいである。「ばさら」大名の創造的エネルギーに充ちた虚構の世界で繰り広げられる花宴は彼らの権力と富の誇示としての美的表現である。その形象化された情景の中に、自然と人工、或は俗と非俗のバランスが保たれ、融合する。ここに「ばさら」の美意識、「ばさら」の躍動する精神が投影されている。「風流あそび」は、たぶん_{みぎ}に都においてこそ成立しうるものであるから、大原野という鄙の自然や四季を道誉自らの心象風景として構築されたのであって、その心象風景とは幽邃空寂の境を詠じた常建の「破山寺後禪院」なのである。

平安朝風流には和歌や詩は一体のものであるが、道誉もまたその造詣深く、公家文化の風流も解する人である。

五

「ばさら」を象徴する服装は鎧直垂に多く見うけられる。武士は合戦に明け暮れ明日の命も定かでない身上から、常に心の準備とともに晴装束を鎧の下に着用して合戦にそなえるのである。『護良親王の鎧直垂』(毛利家伝来)は現存する遺品の中でも貴重な実物資料で金欄地唐草模様の直垂の上下である。金欄はこの時代に中国から渡来したもので、服飾の他に表装裂や名物裂として棗の袋などに用いられたことは周知の通りである。

また鎧直垂のみでなく、それに付属する刀剣・馬具の類も華美にわたり『建武年間記』に

建武元年三月武者所輩可存知条々……

一 精好大口一切停止之。可_レ用_二練大口_一……

一金銀装束。大刀刀鞍。細々不_レ可_レ用。

一 唐皮尻鞘切付等同断。

一 総鞆常不_レ可_レ用……

大番条々。建武二二一。……鎧直垂已下武具事。各存_二儉約_一可_レ

止_二過差之儀_一、所詮於_二直垂_一者蜀錦呉綾金紗金欄紅紫之類不_レ可_レ

着用_一。可_レ為布。又金銀装束太刀、唐皮尻鞘。同可_レ停止之。

可_レ用_二疎品_一。

なる禁制が出された。

『建武以来追加』も制定された。

儉約条々……

一出仕武具事。大刀刀事。准抛先例不可有結構之儀。次鞍事。專_レ麿品不可_レ交_二金銀之類

禁制条々。貞治六十二。

一精好大口。織物小袖不可_レ着。金具鞍不可_レ用事。

禁制……セイガウノ大口。ヨリモンノ小袖。クラ具足ノ金銀ノタ

グヒ、色カワノシタウズ用事。

ここに挙げた儉約、禁制は「ばさら」大名にはすべて馬耳東風であった。彼らは新興守護大名として足利政権のもとで抬頭し、経済的・政治的支配者となった結果、その文化的劣等感を唐物文化の導入や奇抜で豪華な装束で身を飾り、富にまかせて闘茶や各種の奇合に散財した。

「ばさら」の成立は、いわば権謀術数を弄することよりのし上ってきた地方の守護大名とその下部人によるものである。地方の「悪党」が力を蓄えて上京し、守護大名やその下部人となる。また家格門閥を持たない公家人など、鎌倉幕府の崩壊と建武政権の成立、そしてその崩壊後の南北朝動乱期を戦い生きぬいた「下克上」の大名たち、「ばさら」文化の担い手はまさしく彼らであった。過差・華美・逸脱・無頼の自由人、これが「ばさら」の実態である。そして彼らを含めて、足利政権を常に批判し痛烈な風刺を効かせた言動を「二条河原落書」に結実させた京童もまた中世社会の担い手である。

完

注

(1) 【平安朝歌合行事にみる服飾】—風流とのか、わり—帝塚山短大紀要24

号 1987

(2) 【平安朝文学作品にみる服飾】—風流とのか、わり—帝塚山短大紀要30号 1993

(3) 【破山寺後禪院】「常建」

清晨入古寺 初日照高林 曲径通幽処

禪房花木深 山光悅鳥性 潭影空人心

萬籟此俱寂 惟聞鐘磬音

【唐詩選】(第三卷) 新釈漢文大系 明治書院

〈参考文献〉

○【建武年間記】群書類従雑部所収

○【建武式目条々】群書類従武家部所収

○【建武年中行事】群書類従日記部所収

○【日本芸能史2、3】芸能史研究会編 法政大学出版社

○【太平記】日本古典文学大系 岩波書店

○【建春門院中納言日記新解】明治書院

○【弁内侍日記新注】玉井幸助 大修館書店

○【竹向が記全釈】中田祝夫監修 風間書房

○【宮廷女流日記文学の風俗史的研究】清田倫子 中央公論社

○【虚構の真実】谷田閔次 光生館